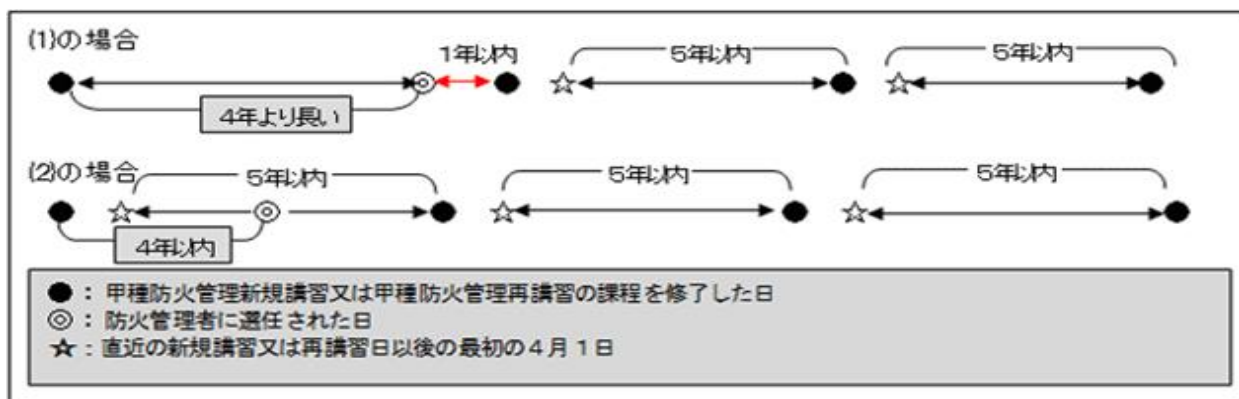


令和6年度 甲種防火管理再講習のお知らせ(修正版)

防火管理者として必要な再講習の課程を修了するため、消防法施行令第3条第1項1号の規定に基づく甲種防火管理再講習を次のとおり開催します。

- 1 開催日時 令和7年1月 ~~23日(木)~~ 28日(火) 午前9時30分～午前11時50分
- 2 開催場所 豊橋市神野ふ頭町3-22 ライフポートとよはし
豊橋市男女共同参画センター 研修室(2F)
- 3 受講定員 70名 (定員になり次第受付を締め切ります。)
- 4 受講対象 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入する建物(特定防火対象物)のうち、収容人員が300人以上で甲種防火対象物の防火管理者が対象となります。
- 5 受講義務の期限 以下の2つの場合があります。
(1)防火管理者に選任された日が講習修了日から4年を超えている方は、選任された日から1年以内に受講してください。
(2)前(1)以外の方は、講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講してください。



- 6 受講料等 ①受講手数料 1,000円 ②テキスト代 1,600円
- 7 修了証 講習修了者に甲種防火管理再講習修了証を交付します。
- 8 申込方法 受付期間内に下記申込み先にお越しいただき、お申込みください。(代理申込み可)
受付期間：令和7年1月7日(火)～1月10日(金)
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- 9 受講申込み時に必要な書類等
(1) 受講資格を証明する書類
甲種防火管理新規講習または再講習の修了証(写しでも可)
(2) 受講料①②2,600円
- 10 受講する方へのお願い
遅刻された方は、受講できません。また、手数料及びテキスト代の返金はできませんので御了承ください。
- 11 申込み・問合せ先(電話による受講申込みはできません。以下の場所にお越しいただき、お問い合わせください。)
(1) 豊橋市消防本部予防課予防グループ(今橋町1番地市役所西館5階) TEL0532-51-3115(直通)
(2) " 中消防署予防担当(東松山町23番地) TEL0532-52-0119(代表)
(3) " 南消防署予防担当(曙町字南松原118番地) TEL0532-46-0119(代表)